令和7年度に小学校入学予定児童の保護者様へ

裾野市就学援助制度(新入学児童生徒学用品費)についてのお知らせ

裾野市教育委員会教育総務課

●就学援助制度とは

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をする制度です。<u>就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」については、入学前</u>に受給することができます。

●新入学児童生徒学用品費とは

小学校に入学する児童が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、体操服、通学用靴、 雨靴、雨傘、上履き等)を購入するための費用です。

●新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

以下(1)(2)すべての要件に該当し、教育委員会で認定された方です。

- (1) 令和7年1月1日時点で裾野市に在住の方
- (2) 下記の項目のいずれかに該当している方

A 次のいずれかの措置を受けている方。[]は提出書類

- ① 生活保護を受けていたが停止または廃止された。[生活保護廃止(停止)決定通知書の写し]
- ② 市民税の非課税・減免、個人の事業税の減免、固定資産税が減免されている。

[非課税証明又は減免通知書の写し]

- ③ 国民年金の掛金が減免されている。「減免決定通知書の写し」
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。「減免・猶予決定通知書の写し」
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。[証書の写し]
- ⑥ 生活福祉金による貸付を受けている。「貸付決定通知書の写し」
- B上記以外の理由により、経済的に就学が困難な方。

●申請期間・方法

- ① <u>申請期間 令和6年10月14日(月)~11月1日(金)</u> ※申請期間以降は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ② 申請方法

次のURL又は二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

- ※申込みには、以下の書類を申請フォームに添付する必要があります。 必要な書類を揃えたうえでお申込みください。
- ※スマートフォンで申込みいただく場合、途中セーブができないことがありますので ご注意ください。

URL: https://logoform.jp/form/3FUc/753789

申請フォームは、令和6年10月14日から公開します。 ※それ以前にアクセスすることは、できません。



③ 提出書類

申請フォームにおいて、以下の資料を添付し、ご提出ください。

- ●上記(支給を受ける理由)に該当することを証明する書類([]の書類)
- ●令和5年分の所得証明書(源泉徴収票又は確定申告書の写しでも可)同居家族全員分 ※公的年金受給者の方も、所得証明書又は年金の源泉徴収票の提出が必要です。
 - <u>※世帯が異なる場合でも、同居家族がいる時は世帯状況に氏名を記入し、源泉徴収票等を</u> 提出してください。
 - ※既に就学援助を受けている兄弟が小中学校にいる場合は、添付不要となります。
 - ※当該書類は、携帯電話の写真データを申請フォームに添付することができます。 写真データの場合は、文字がはっきりと読めるようにしてください。

●支給額・支給予定日等

支給額:57,060円

支給予定日:令和7年2月5日(水)

支給方法:保護者口座に直接振り込みます。

認定結果:令和6年12月末頃、認定・非認定についてお知らせします。

●注意事項

・ <u>今回、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、「令和7年度就学援助費」の受給を</u> 希望する場合は、再度申請が必要になります。

その場合、支給項目のうち、新入学児童生徒学用品費は支給対象ではありません。

- ・今回の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、他市町に転出する場合は、転出先の市町に 支給を行なった旨を通知します。
- ・今回申請をしない場合でも、4 月中に令和了年度の就学援助を申請し認定となった場合には、 新入学児童生徒学用品費を7月末までに支給します。
- ・今回審査に用いるのは「令和6年度就学援助の基準」ですので、4月以降の「令和7年度就学援助の基準」とは判定が変わる可能性があります。

申請書に虚偽の記載等があった場合は、認定を取り消し、援助費を返納いただくことがあります。

ご不明な点は、学校又は下記へお問合せください。

裾野市教育委員会 教育総務課 就学援助費担当 裾野市佐野 1059 (市役所3階) ILO55-995-1837